

平成28年11月25日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克世



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年10月6日付28福保子家第825号により、当審議会に対して諮問された「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) データセンター内での委託先及び再委託先の管理については、アクセスログの分析や監視カメラによる常時監視等、適正に行われていることが確認できた。
- (3) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託の必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も引き続き、厳格な管理監督について、継続的な検証に努めること。

2 データの外部出力について

当該事務において使用する医療費助成事務システムは、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、適正な管理が行われている。今後も引き続き、外部

記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該システムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。今後も、システム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 特定個人情報の授受について

当該事務では、健康保険法に基づき、照会対象者の個人番号を連絡票に記載の上、保険者に送付することで高額療養費所得区分を照会しており、関係事務実施者として特定個人情報の提供を行っている。

当該照会に係る事務処理については、連絡票送付時の誤配送防止策や照会結果の收受時の記録などの確なりリスク分析に基づく安全管理措置が評価書に記載されていた。今後も、記載された安全管理措置について確実な実施をされたい。

5 安全管理に係る区市町村への注意喚起について

今後、事務処理特例条例の改正により、都内区市町村は、現行の本人からの申請書等の收受に加え、情報提供ネットワークシステムでの情報連携及び庁内連携により、区市町村民税情報等の審査に必要となる情報を入手し、都に進達する事務処理を開始する予定である。

については、上記条例の改正時には、区市町村に対して特定個人情報の取扱いについて国のガイドラインに則った安全管理措置を講じるよう注意喚起をしていくことが望ましい。

6 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成28年10月6日	諮問

平成 28 年 10 月 6 日から 同月 7 日まで	本評価書案概要説明・審議 (第 18 回特定個人情報保護評価部会)
平成 28 年 10 月 24 日	審議 (第 19 回特定個人情報保護評価部会)
平成 28 年 11 月 25 日	「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する 事務に係る特定個人情報保護評価書 (全項目評 価書) (案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏